

静岡市不良な生活環境解消推進審議会について

静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（抜粋）

静岡市不良な生活環境解消推進審議会の設置	第10条	不良な生活環境の解消を推進するため、静岡市不良な生活環境解消推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
所掌事務	第11条	審議会は、第9条第3項の規定による諮問に対し答申を行うほか、不良な生活環境の解消に関する重要事項について調査審議する。
組織	第12条	審議会は、委員7人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （1）学識経験を有する者 （2）福祉関係団体を代表する者 （3）町内会及び自治会の代表者
委員の任期	第13条	委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。
会長及び副会長	第14条	審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。 3 会長は、審議会の会議の議長となる。 4 審議会に、会長の指名により、副会長を置く。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
会議	第15条	審議会の会議は、会長が招集する。 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
委員の守秘義務	第16条	委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
庶務	第17条	審議会の庶務は、環境局において処理する。
審議会の運営に関する委任	第18条	第10条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（指導及び勧告）

第8条 市長は、前条第1項の規定による支援を行っても不良な生活環境が解消しない場合において、その不良な生活環境が周辺的生活環境に対して著しい悪影響を及ぼすと認めるときは、不良な生活環境の原因となる物品等の堆積若しくは放置をする者（以下「堆積者」という。）又は不良な生活環境に係る建築物等の所有者に対し、その不良な生活環境を解消するために必要な措置をとるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なおその不良な生活環境が解消しないと認めるときは、当該指導を受けた者（堆積者に限る。）に対し、期限を定めて当該物品等の堆積又は放置を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

（命令及び代執行）

第9条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、その者に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わない場合において、他の手段によっては命令した措置の履行を確保することが困難であり、かつ、当該措置の不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、当該措置を当該命令を受けた者に代わって行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による命令及び前項の規定による代執行をしようとするときは、あらかじめ次条に規定する審議会に諮問しなければならない。